

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害：稲美町総合防災マップ)

稲美町のハザードマップによると、町の西部を流れる曇川が氾濫した場合1m～2mの浸水が想定されているほか、曇川と国安川が交差する付近において氾濫時同規模の浸水が想定されている。町の南部を流れる喜瀬川が氾濫した場合も1m～2mの浸水が広い範囲で想定されている。また稲美町内には88カ所のため池が大小いたるところに存在し、その中でも兵庫県下最大で町の北部に位置する加古大池が決壊した場合周辺地域で1m～2mの浸水が想定されている。

(土砂災害)

稲美町内には山が無いいため兵庫県のCGハザードマップにおいても災害の範囲は標記されていない。

(地震：稲美町総合防災マップ)

稲美町総合防災マップによると、町の中心より南東部に位置する草谷地区に山崎断層（草谷断層）が存在し、予想される被害は、最大震度7、建物の全壊及び焼失は5,731棟となっている。また、今後30年以内に80%の確立で発生すると予想されている南海トラフ地震の場合、稲美町では最大震度6弱が予想され、建物全壊・焼失は230棟とされている。

(その他)

現在も感染拡大している新型コロナウイルスに関しては、町内においても23名の感染者が出おり、町内企業の営業にも影響を及ぼした。(令和2年11月30日現在)

(2) 商工業者の状況

平成28年経済センサス

商工業者数 1,050

小規模事業者数 815 社

| 業種分類           | 商工業者数<br>(内小規模事業者) | 事業所の立地状況     |
|----------------|--------------------|--------------|
| 製造業            | 280者<br>(249者)     | 町内に広く分布している。 |
| 建設業            | 147者<br>(133者)     | 町内に広く分布している。 |
| 卸・小売業<br>サービス業 | 497者<br>(394者)     | 町内に広く分布している。 |
| その他            | 126者<br>(39者)      | 町内に広く分布している。 |

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(3) これまでの取組

(当町の取組み)

- ・ 稲美町地域防災計画の修正。(令和2年2月)
- ・ 総合防災訓練の実施。(全町単位で毎年10月実施)
- ・ 天満南小校区での防災訓練の実施。(平成29年度以降)
- ・ 防災に関する出前講座。
- ・ 防災備品の備蓄  
役場防災倉庫、避難所(小中学校等)に非常時の食糧品を17,500食、毛布8,100枚、トイレ処理袋10,000枚等の備品を分散備蓄している。

(当会の取組み)

- ・ 兵庫県共済協同組合等と連携し、「火災共済」や「休業対応応援共済」(休業補償共済)等の加入促進。
- ・ 損保ジャパン日本興亜(株)、東京海上日動火災保険(株)、と連携した損害保険への加入促進。
- ・ 事業者に対するBCP策定セミナーの開催。
- ・ 事業者に対するBCP計画策定支援。

II 課題

- ・ 現状、緊急時の体制や、マニュアルが整備されていない。
- ・ 平時、緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が不足している。
- ・ 保険、共済に対して、助言等を行える当会経営指導員が不足している。
- ・ また、感染症対応について、要望対策の徹底や、リスクファイナンス対策としての共済制度の必要性の周知方法などが課題として考えられる。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間で平時から連絡体制を構築する。
- ・ 発生後速やかに復興支援が行えるよう、組織内における体制を構築する。
- ・ 小規模事業者が事業継続力強化計画策定やBCP策定に取り組むきっかけとするため、毎年1回BCPセミナーを兵庫県の企業BCP策定支援事業を活用し開催する。実施にあたっては、兵庫県商工会連合会、東京海上日動火災保険(株)や、但陽信用金庫を中心とした各金融機関と連携するとともに、当会広報、ホームページ等により管内事業所への周知を行う。

◇成果目標

| 商工業者数 | 小規模事業者数 | 事業年度 | BCP<br>セミナー | 策定目標 |               |
|-------|---------|------|-------------|------|---------------|
|       |         |      |             | BCP  | 事業継続力<br>強化計画 |
| 1050名 | 815名    | R3   | 1回          | 2    | 4             |
|       |         | R4   | 1回          | 4    | 8             |
|       |         | R5   | 1回          | 4    | 8             |
|       |         | R6   | 1回          | 4    | 8             |
|       |         | R7   | 1回          | 4    | 8             |

現在BCPを策定している小規模事業者数を把握していないため、1年目は調査と普及啓発活動を中心とした事業を行う。従って初年度のBCP策定目標は2件、2年目以降リスクの高い事業所を重点的に支援し、経営指導員一人あたり2件、目標値を4件とする。

事業継続力強化計画はBCP策定より簡易であるため経営指導員を含む職員数4名に対しそれぞれ2件の目標を掲げ年間8件を2年目以降の目標とする。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害や新型コロナウイルス感染に関するリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報等（年4回）での周知及び、BCP取組状況の確認を年1回行うと共にホームページへの掲示や啓発ポスターの作成を行い、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 町の広報誌による情報の発信や、啓発ポスターの設置を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを年1回開催し、行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和3年12月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体との連携

- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼。
- ・ 地域連携協定を締結している、但陽信用金庫をはじめとする各金融機関とも連携を取り、普及啓発セミナーの開催や、損害保険に関して周知を依頼。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 当会と当町で会議を年2回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6の地震）が発生したと仮定し、当町との連携ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発生後の対策 >

- ・ 自然災害等による発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 災害発生後、3時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨時）職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が被災する時により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

|           |                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内の1%の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内の0.1%の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>                                                         |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報はない</li> </ul>                                                                                                                                                    |

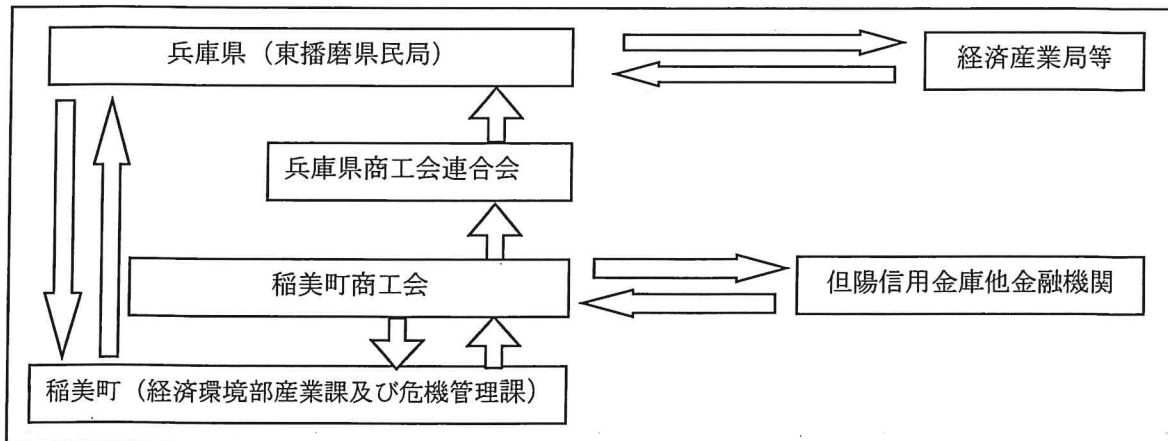
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

|         |           |
|---------|-----------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～3週間 | 1日に1回共有する |
| 3週間～3カ月 | 1日に1回共有する |
| 3カ月以降   | 2日に1回共有する |

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・感染症・予防対策について、行動計画を当町とともに確認し、必要な情報把握と発信を行う。
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。具体的には当会職員が管内を見回り、事業者の安否確認、事業所の被害状況を把握する。さらに但陽信用金庫をはじめとする金融機関職員が管内を見回り確認した被害状況を共有し、それらを当会職員が取りまとめの上、被害事業所に対する事後支援を行う。また被害情報を関係機関に報告する。
- ・大規模災害の際には、兵庫県商工会連合会へ要請し必要に応じて近隣及び県内商工会からの応援が出来るよう、事前に確認しておく。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設置、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会は当町より県（窓口は県民局）へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の解説方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・兵庫県商工会連合会を通じて他の地域の商工会とも連携し、小規模事業者が短期間で事業を再開できるよう支援を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県に相談する。
- ・兵庫県共済協同組合と連携し、被災小規模事業者に対し火災保険等の迅速な保険金支払いに繋がられるよう支援を行う。
- ・但陽信用金庫をはじめとした金融機関と連携し、被災小規模事業者に対する迅速な融資あっせんにつながられるよう支援を行う。

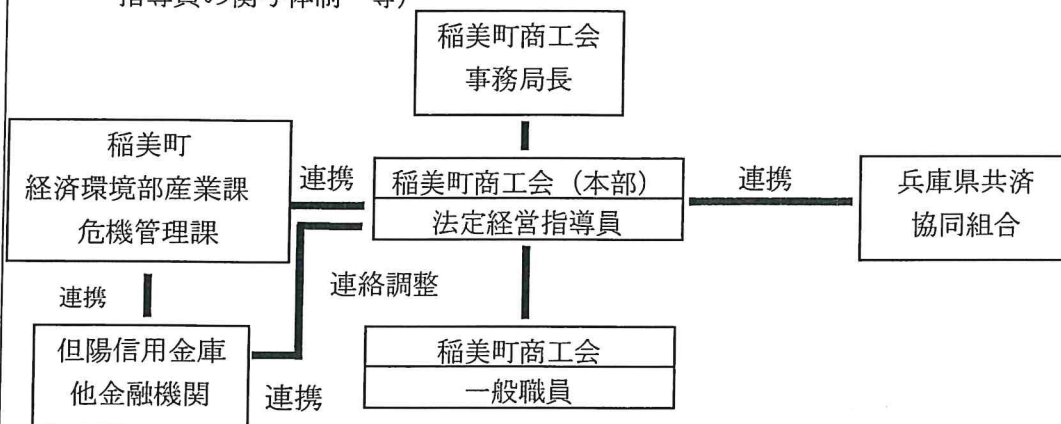
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年10月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

原田 慶一、俊成 宏一(連絡先は後述(3)参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供や助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

稲美町商工会

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1-1

TEL: 079-492-0200 / FAX: 079-492-0557

E-mail: inami-tsci@inami.or.jp

②関係市町

稲美町経済環境部産業課

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1-1

TEL: 079-492-9141 / FAX: 079-492-7792

E-mail: sangyo@town.hyogo-inami.lg.jp

稲美町経済環境部危機管理課

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1-1

TEL: 079-492-9168 / FAX: 079-492-7792

E-mail: kikikanri@town.hyogo-inami.lg.jp

※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|              | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額      | 650   | 650   | 650   | 650   | 650   |
| ・ 専門家派遣費     | 250   | 250   | 250   | 250   | 250   |
| ・ セミナー開催費    | 200   | 200   | 200   | 200   | 200   |
| ・ チラシポスター作製費 | 200   | 200   | 200   | 200   | 200   |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                       |
|----------------------------|
| 兵庫県補助金、稲美町補助金、会費収入、手数料収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①                                              | 兵庫県商工会連合会 会長 志智 宣夫<br>〒650-0013 兵庫県神戸市中央区花隈町 6-19                                                                                                                                        |
| ②                                              | 兵庫県共済協同組合 組合長 上枝 晶夫<br>〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通 6 丁目 3-28 兵庫県中央労働センター4F                                                                                                                   |
| ③                                              | 但陽信用金庫 理事長 桑田 純一郎<br>〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之口 772                                                                                                                                        |
| 連携して実施する事業の内容                                  |                                                                                                                                                                                          |
| ①                                              | 小規模事業者が短時間で事業を再開できるような支援体制                                                                                                                                                               |
| ②                                              | 災害リスクに応じた各種共済の推進                                                                                                                                                                         |
| ③                                              | 防災体制の整備及び災害時における対応に関すること                                                                                                                                                                 |
| 連携して事業を実施する者の役割                                |                                                                                                                                                                                          |
| ①                                              | 兵庫県全体の商工会の状況を把握し、いち早く支援が必要な地域への応援体制づくり                                                                                                                                                   |
| ②                                              | 災害リスクに応じた各種共済の提案                                                                                                                                                                         |
| ③                                              | 災害リスクの情報共有、災害時の連携                                                                                                                                                                        |
| 連携体制図等                                         |                                                                                                                                                                                          |
| ①                                              | <p>小規模事業者が短期間で事業を再開できるような支援体制</p> <pre> graph TD     A[小規模事業者] &lt;--&gt; 支援↑↓支援要請  B[稲美町商工会]     B &lt;--&gt; 協力↑↓支援要請  C[兵庫県商工会連合会]     C &lt;--&gt; 協力↑↓支援要請  D[兵庫県商工会連合会]     </pre> |
| ②                                              | <p>災害リスクに応じた各種共済の提案</p> <pre> graph TD     A[小規模事業者] &lt;--&gt; 案内・周知↑↓申込・受講  B[稲美町商工会]     B &lt;--&gt; 協力↑↓セミナー開催依頼  C[但陽信用金庫]     B &lt;--&gt; 各種共済、保険制度説明依頼  D[兵庫県共済協同組合]     </pre> |



③ 災害リスクの情報共有、発災時の連携

